

## 介護福祉士修学資金等貸付事業

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

「介護福祉士実務者研修受講資金（実務者研修受講資金貸付事業）」は、介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合に必須要件となった、実務者研修を受講する方に、その受講に必要な資金をお貸しする制度です。

介護福祉士資格取得し登録後に、神奈川県内で介護等の業務に2年間<sup>\*</sup>継続して従事された場合は、申請により貸付金の返還が免除となります。

<sup>\*</sup>ここでいう2年間とは、介護福祉士として730日在籍し、うち360日の勤務とします。

### <貸付要件等>

実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得後、県内で介護等の業務<sup>\*</sup>に従事する意思があり、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①県内で介護等の業務に従事している方<sup>\*</sup>
- ②3年以上の介護等の実務経験を有し、県内に住民登録している方
- ③3年以上の介護等の実務経験を有し、県内の実務者研修施設に在学する方

<sup>\*</sup>「介護等の業務」に該当する具体的な従事先や業務内容については、[神奈川県社会福祉協議会ホームページ](#)または[福祉人材センターホームページ](#)に掲載しています。

※実務者研修をすでに修了された方はお申込みできません。

### ※留意事項

- ・申込者は、65歳までに実務者研修施設に在学・研修を修了し、申請時において、県内にて介護等の業務に従事中であることが望ましいとしています。
- ・本貸付には連帯保証人が必要となりますが、連帯保証人は、申込者が申請をする時点において、80歳以下であることが望ましいとしています。

<貸付額>                      200,000円以内                      一人1回限り

<貸付金利子>                      無利子

### ※これは「貸付金」です※

介護福祉士試験に合格しなかった、あるいは介護福祉士として2年間介護等の業務に従事しなかったときは、お貸付けした資金を返還いただきます。貸付利子は無利子ですが、貸付申請時に返還となった場合の方法を定めることとなっており（最長10回以内）、その期限を過ぎた場合は5%の延滞利子が元金に対して発生します。

＜申込手続き等＞ 申込手続きは、福祉人材センターに来所いただくことが必要です。

■ 貸付申請に必要な書類

- ① 貸付申請書（様式 1）
- ② 業務従事期間証明書（様式 7）または現在従事していることがわかる所属先が発行した書類など
- ③ 研修施設の在学（受講）証明書  
在籍していることと、受講期間がわかる書類  
受講予定の者の場合は「受講決定通知」等実務者研修に申込をしていることがわかる書類
- ④ 3か月以内の住民票
- ⑤ 個人情報の取扱いについての同意書（様式 8）

※1 申請に必要な書類は窓口でお渡しするほか、本会より希望者に送付いたします。

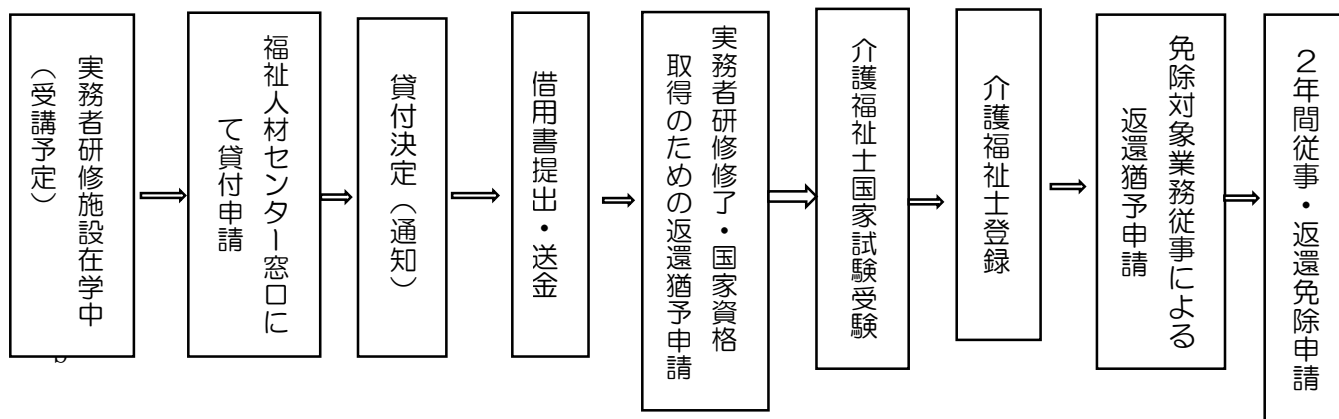
※2 ①～⑤のほか、貸付審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。また、貸付申請書類の返却は致しません。

貸付金の返還免除について

実務者研修を修了し、介護福祉士の国家試験を受験、合格後、介護福祉士登録を行い、登録後、対象業務に2年間継続して従事した場合に申請できます。

介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、研修終了年度の受験から、その翌々年度までの受験まで、貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。

■ 申請手続きの主な流れ



実施主体・問い合わせ先

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（かながわ福祉人材センター）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 13F

TEL： 045-312-4816 Fax： 045-313-4590

受付時間：月～金（祝祭日除く）の9：00～17：15

(H30.1)